

# 一人親方労災組合 年会費・労災保険料一覧表

労災保険特別加入の一年間にかかる会費・保険料の額は以下のとおりです。

給付基礎日額は、所得の水準に見合った適正な額を選んで下さい。

※仕事を休んだ場合の補償は、選んだ日額の8割が支給されます。

労災保険料率 17/1,000(単位:円)

給付基礎日額 (日給)	保険料算定基礎額 (年間収入)	会費(年間) ①	保険料(年間) ②	お支払合計(年間) ①+②
4,000	1,460,000	18,000	24,820	42,820
5,000	1,825,000	18,000	31,025	49,025
6,000	2,190,000	18,000	37,230	55,230
7,000	2,555,000	18,000	43,435	61,435
8,000	2,920,000	18,000	49,640	67,640
9,000	3,285,000	18,000	55,845	73,845
10,000	3,650,000	18,000	62,050	80,050
12,000	4,380,000	18,000	74,460	92,460
14,000	5,110,000	18,000	86,870	104,870
16,000	5,840,000	18,000	99,280	117,280
18,000	6,570,000	18,000	111,690	129,690
20,000	7,300,000	18,000	124,100	142,100
22,000	8,030,000	18,000	136,510	154,510
24,000	8,760,000	18,000	148,920	166,920
25,000	9,125,000	18,000	155,125	173,125

加入金:10,000円 出資金1,000 (入会時のみ)

- ◎ 保険料算定基礎とは、年収に相当する額です。
- ◎ 保険年度(4月～翌年3月)にお支払いいただく金額は、納付合計(①+②)です。  
自動振替・・・年会費(①欄) 3月10日 / 労働保険料(②欄) 6月10日  
指定口座より引き落としを致します。(休日の場合は翌営業日)
- ◎ 年度途中で加入される場合は、①年会費・②保険料が月割り額となります。  
(平成16年4月より、年会費改正の為月割りになります。)
- ◎ 脱退を希望されるときは、速やかに当協会までご連絡下さい。  
ご連絡が遅れますと、ご希望に添えなくなることがあります。
- ◎ 消費税法基本通達5-5-3の適用により消費税はかかりません。